

前橋市女性管理職登用促進事業に係る公募型プロポーザル実施要領

前橋市女性管理職登用促進事業委託業務の企画提案を募集します。

業務の目的を達成する上で有効な提案を募り、最良な提案を選定するため、プロポーザルの実施に必要な事項を定めます。

1 業務の趣旨・目的

近年、女性活躍推進法や SDGs の流れの中で、多くの企業が女性管理職の登用を進めています。しかし現実には、結婚・出産・健康課題などを理由にキャリアを中断・離職するケースがあり、企業にとっても大きな人材的・経済的損失となっています。

本市においても、女性の就業率は 25～34 歳が 87.8% と一番高く全国を上回っていますが、キャリアを積んだ 35～44 歳の有業率をみると全国を下回っており、やや M 字カーブの傾向がみられます。加えて、管理職に占める女性の割合は 15.8% と依然として低水準であることから、本事業により女性管理職登用に対する企業側の意識改革や理解を深めることで、女性が安心して活躍できる社会づくりを推進することを目的として事業公募を行います。

2 業務内容

(1) 業務名 前橋市女性管理職登用促進事業委託業務

(2) 業務内容

「女性管理職登用」の前段階として「女性特有の健康課題」や「セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス・ライツ (SRHR)」への理解を深めるセミナーや、女性が生き生きと活躍している企業の事例紹介を通して、自社の職場環境や支援体制の整備を再検討することで、女性が安心して働き続けられ、正當に評価される企業づくりをサポートする。

① 開催形式

- ・前半にセミナー、後半はワークショップ形式で開催する講座を 2 回（開催回数としては全 4 回）開催することとし、現地での開催とオンライン配信を併用すること。
- ・会場として市有施設を使用する場合は、利用料等を見積金額に含めないこととする。

② 対象者

対象企業は、前橋市内の企業経営者、人事・教育・採用・総務・SDGs 担当者、働き方改革や女性活躍推進に携わる担当者などとし、1 講座につき 30 名程度とする。

③ 開催内容

- メインテーマ : 「女性の力を未来の力に: 健康・教育・共感から始める人材戦略」
サブテーマ : ア「女性の健康が職場を変える～SRHR の観点から～」
イ「女性の力を未来の力に」

ア 「女性の健康が職場を変える～SRHR の観点から～」

- ・セミナーは、女性特有の健康課題である妊娠、出産、月経、PMS、更年期障害等の理解の必要性や社内支援制度の必要性などについて、専門家による 60 分程度の講演とする。

・ワークショップは、30分程度の意見交換会とし、事前アンケートにより質問内容や企業の課題を収集すること。

・女性が管理職になる際に障害となる事象を企業側が再認識することで、業務管理や職員育成における合理的配慮や、ライフイベントに応じた管理職までの将来設計等、管理職に就くことへの意欲を向上できる環境づくりに役立つ内容とすること。

イ 「女性の力を未来の力に」

・セミナーは、ファシリテーターによるデータで読み解く現状解説と、事例紹介により女性管理職が活躍している企業風土や秘訣を紹介すること。

・現状解説は、女性の離職理由（出産・育児・健康由来）や企業の人材損失と経済的影響、少子化と働く女性の両立支援の必要性などについて、厚生労働省や政府統計などの根拠データとともに事前アンケートにより現状と課題を把握すること。

・女性管理職の登用に積極的な社会づくりのために、男女の役割分担意識などといったアンコンシャス・バイアスの改善を図れる内容や、女性活躍推進によるメリットの紹介等により、女性の活躍推進を意識付けできる内容とすること。

・事例紹介は、県内市内を問わず実際に女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業の事例を最低1社以上、紹介をすること（企業の担当者からの発表が望ましい）

・ワークショップはワークシート等のツールを作成し、自社の課題や改善策、自社で取り入れられる研修や制度を共有すること。（アクションプランまで作成し、発表まですることが望ましい。）

④ 開催規模

ア 「女性の健康が職場を変える～SRHRの観点から～」

・セミナー1回、ワークショップ1回の計2回

イ 「女性の力を未来の力に」

・セミナー1回、ワークショップ1回の計2回

上記の全4回を前橋市内の会場で開催すること。

⑤ 開催時期

令和7年9月～令和8年2月

⑥ アンケート

サブテーマのア及びイの講座実施に際し、事前と事後にアンケートを実施・集計すること。内容については産業政策課と協議の上決定すること。

⑦ 広報及び参加申込受付

対象者へ効果的に事業が伝わるよう事業周知の広告作成やSNSによる広報を行うとともに、参加申込受付を行うこと。

⑧ 実績報告

ア及びイの講座実施後には、都度、報告書を作成し、市に提出すること。

(3) 経費

本事業の対象とする経費は、人件費、旅費、会場費、謝金、物品購入費、印刷製本費など、委託事業者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要なものと

する。

(4) 成果報告

事業完了後、事業完了報告書を作成し、委託業務で使用した資料等と共に市へ提出する。

- ① 事業完了報告書（紙及び電子データによる納品）
- ② 委託業務で使用した資料等（同上）

3 予算額

金 4 5 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を予算の上限額とします。

4 契約期間・履行期間

契約締結時から令和 8 年 3 月 20 日まで

5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 令和 6・7 年度前橋市物品購入等及び役務業務競争入札参加資格の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けており、かつ、当該認定を受けた品目に「(大分類) 研修講習(小分類) 研修・講習」が含まれていること。または、法人税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- (4) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。
- (7) 過去に中小企業の採用力向上支援業務及びそれに類する業務を国又は地方公共団体等から受注した契約実績があること。

6 スケジュール

プロポーザル実施要領の公表	令和 7 年 7 月 9 日（水）
質問受付	令和 7 年 7 月 9 日（水）～ 7 月 23 日（水）17 時まで ※ 7 月 30 日（水）までに随時回答
提出書類受付期間	令和 7 年 7 月 30 日（水）～ 8 月 6 日（水）17 時必着
書類審査	令和 7 年 8 月 7 日（木）～ 8 月 18 日（月）予定

審査結果通知書の発送
契約締結、業務開始

令和7年8月22日（金）予定
令和7年8月下旬予定

7 質問受付及び回答

本実施要領の内容等について疑義を生じた場合は、質問内容を簡潔にまとめて質問書に記入し、次の方法で提出してください。

質問受付期間	令和7年7月9日(水)から7月23日(水)まで
質問様式	様式3
提出方法	電子メールで提出してください。 電子メール：kougyou@city.maebashi.gunma.jp
回答方法	令和7年7月30日（水）までに随時、前橋市HPに掲載します。
留意事項	・件名は「女性管理職登用促進プロポーザルに関する質問」として ください。 ・定められた様式以外での質問は行わないでください。 ・電子メール以外での質問は行わないでください。 ・説明会は実施しません。 ・事業者名は公表しません。

8 応募の手続等

「5 応募資格」を全て満たすもので本プロポーザルに応募するものは、次のとおり応募申請書等を提出してください。

(1) 応募申込について

- ① 受付期間 令和7年7月30日(水)から8月6日(水)午後5時まで（必着）
- ② 提出方法 持参又は郵送（一般書留・簡易書留）

(2) 提出書類について

- ① 応募申請書（様式1）…1部
- ② 業務実施体制申告書（様式2）…5部
- ③ 企画提案書…5部

※提案内容の様式は自由とします。ただし、サイズはA4版の両面印刷で作成し、やむを得ずA3版を使用する場合には片面印刷でA4サイズに折り込みをすること。

※審査は事業者名を伏せて実施しますので、提案書内には事業者名等の特定でき得る情報は入れないでください。なお、該当する情報が見受けられた場合は、審査前に市で黒塗り等の対応をすることがあります。

- ④ 見積書（任意様式）…5部

※宛名は「前橋市長 小川 晶」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。

【入札参加資格のない者】

- ⑤ 法人登記簿謄本（3ヵ月以内に発行されたもの。コピー可）…1部
- ⑥ 直近の収支決算書（1期分）…1部
- ⑦ 納税証明書…各1部

- ・国税「その3の3」様式（法人税、消費税及び地方消費税）
- ・本社所在地の完納証明書

(3) 企画提案書（任意様式）の記載内容

① 事業内容

- ア 今回の事業に関する基本的な考え方
- イ 事業実施のスケジュール
- ウ ワークショップの開催内容
- エ ワークショップの開催方法
- オ 参加者の募集方法

- ② その他、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自の追加提案等があれば自由に記載してください。

(4) 提出書類の取扱い

① 記載内容の変更等の禁止

提出された書類は、これを書き換え、差し替え、又は撤回することはできません。

② 提出書類の返却

提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。

③ 費用について

応募申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

④ 公表について

選定に係る公表等を行う場合に、応募書類の内容の全部又は一部を使用する場合があります。

⑤ 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用する、又は内容を提示することを禁じます。

9 審査

(1) 審査方法

市において、選定審査委員会を設置し、委員会が(3) 選定基準に基づいて企画提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しません。

ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 優先交渉権者の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の事業者を優先交渉者して選定し、速やかに書面にて全応募者に結果を通知するとともに、市ホームページ上で公表します。

(3) 選定基準

提案事業については、概ね以下の選定基準に基づき審査します。

① 実現性・実行体制

ア 事業実施のスケジュールに妥当性があるか

イ 市担当課と十分な連携・意思疎通を図りながら事業を遂行できる体制がとられているか

② 企画力

ア 本実施要領で提示した業務内容を理解するとともに、ターゲットを捉えた独自性のある企画提案となっているか。

イ サブテーマ「ア」の開催内容は企業側の意識改革や女性の活躍推進の意識付けへつながるよう工夫しているか。

ウ サブテーマ「イ」の開催内容は女性のキャリアアップや管理職へ就くことの意識向上につながるよう工夫しているか。

エ 各サブテーマのワークショップの開催方法は参加者同士が交流できるよう工夫しているか。

オ 各サブテーマの講座開催後も、参加者同士がつながりを持てるような工夫があるか。

カ 各サブテーマの講師選定は妥当か。

③ 費用対効果・効率性

ア 見積金額に妥当性があるか。

イ 参加者募集に係る広報は効果的なものか。

ウ 委託費用に対するセミナーの規模・周知方法などは、効果・効率性及びコストパフォーマンスが高いものであるか。

なお、次に該当する応募は失格とします。

- ・資格要件を欠くもの
- ・提出書類に虚偽の記載があったもの
- ・見積金額が要領3に記載の予算上限額を超える場合
- ・提出書類等の提出期間を過ぎて提出したもの
- ・複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出したもの
- ・その他選定に係る不正行為があったもの

(4) 選定結果の通知及び公表

令和7年8月22日（金）予定

選定結果は、全ての応募者に文書により通知します。また、前橋市ホームページにおいて公表します。

10 契約

- (1) 優先交渉権者の企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- (2) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- (3) 業務により作成された成果品に関する全ての権利は前橋市に帰属します。
- (4) 本業務に係る入札保証金、契約保証金の扱いはありません。
- (5) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。

11 その他

実施要領に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、前橋市との協議により決定するものとします。

12 別添資料等

- (1) 応募申請書（様式1）
- (2) 業務実施体制申告書（様式2）
- (3) 質問書（様式3）
- (4) 辞退届（様式4）

13 提出先・問い合わせ先

〒371-8601

群馬県前橋市大手町二丁目12-1

前橋市 産業経済部 産業政策課 雇用促進係
担当 矢村

電話番号 027-898-6985

Email kougyou@city.maebashi.gunma.jp